

令和8年度 総合評価落札方式の主な変更点（工事）

国土交通省 九州地方整備局

令和8年3月

1)令和8年度 基本方針

2)担い手の中長期的な育成及び確保に向けた試行について （令和8年4月公告工事から適用）

3)配置予定技術者に関する拘束期間短縮について(試行拡大) （令和8年4月公告工事から適用）

4)施工能力評価型(Ⅰ型)における施工計画の評価基準変更(試行) （施工能力評価型(Ⅰ型)「本官工事」のうち、一部の工事について令和8年4月公告工事から適用）

5)配置予定技術者の資格に関する評価基準見直し （令和8年4月公告工事から適用）

6)猛暑対策推進に向けた取り組み

1) 令和8年度 基本方針

- 国土交通省では、平成25年11月から総合評価落札方式（二極化）を本格運用し、「品確法」の基本理念である「価格」及び「品質」が総合的に優れた内容の契約がなされるよう努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、令和6年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、同年12月には、資機材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止、働き方改革と生産性向上に関する改正法の詳細が規定された。
- 九州地方整備局においても、頻発化・激甚化する自然災害は元より、入札・契約手続きの現状や現場の実情、業界関係者との意見交換会等を通じ、特に、担い手不足による生産性低下や技術力低下の懸念、契約不調の多発や1社応札による品質低下の懸念、及び猛暑による労働災害リスク増加の懸念といった課題の重要性を認識した。
- これらの課題を踏まえ、令和8年度は、引き続き、災害に強い九州を目指し、地域の守り手である「地元企業の受注機会の更なる拡大」を図るとともに、
 - ・若手と育て役のシニア技術者が共に活躍できる環境づくりによる【担い手確保】
 - ・発注要件の緩和や工事のやりがい向上により競争性を高め、現場の創意工夫を促すことによる【品質確保】と【生産性向上】
 - ・WLBや賃上げに加え、「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」の推進に向けた具体的な取り組みの実施や、関連する取り組みの検討を進めることによる【働き方改革】
 を基本方針として、様々な契約制度の積極的な活用を図る。

2)担い手の中長期的な育成及び確保に向けた試行について

【令和8年4月公告工事から適用】

概要

- ◆評価項目：「配置予定技術者の能力等」「工事实績」
- ◆対象：技術提案評価型（S型・SI型）「WTO工事（段階選抜）」【本官工事】

- ・若手監理技術者の参入を目的に、令和7年度に、WTO工事（段階選抜）の一部工事において、「技術者の実績について過去に同種工事に携わった際の立場を求めない」試行を実施。
令和8年度においては、全てのWTO工事（段階選抜）を対象に試行を実施。

評価基準・配点

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準		配点	
				現行	見直し	現行	見直し
配置予定技術者の能力等	工事实績	過去15ヶ年間に完成した同種工事の内、申請された1件の工事实績	5段階	A：より同種性の高い工事において、監理（主任・特例監理）技術者あるいは現場代理人として従事 B：同種性が認められる工事において、監理（主任・特例監理）技術者あるいは現場代理人として従事 C：より同種性の高い工事において、監理技術者補佐または、担当技術者として従事 D：同種性が認められる工事において、監理技術者補佐として従事 E：同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	A：より同種性の高い工事の施工経験あり C：同種性が高い工事の施工経験あり E：同種性が認められる工事の施工経験あり	A：5 B：3.75 C：2.5 D：1.25 E：0	A：5 C：2.5 E：0

3)配置予定技術者に関する拘束期間短縮について(試行拡大)

【令和8年4月公告工事から適用】

概要

「対象工事種別の拡大」

◆評価項目：「配置予定技術者の能力等」

◆対象：技術提案評価型（S型・SI型）「WTO工事（段階選抜は対象外）」【本官工事】

- 令和6年度までは、申請書提出時点で監理技術者に対して「氏名」等を求めていたが、令和7年度よりWTO案件（段階選抜は対象外）の一部の工事種別（一般土木・鋼橋上部）に関して、入札書の提出期限日までに報告することで見直しを実施。

令和8年度においては、対象工事種別の拡大を図る。

現行(令和7年度)

【対象】

一般土木工事、鋼橋上部工事



見直し(令和8年度)

【対象拡大】

一般土木工事、鋼橋上部工事、**プレストレスト・コンクリート工事**

4) 施工能力評価型(I 型)における施工計画の評価基準変更(試行)

【施工能力評価型(I 型)「本官工事」のうち、一部の工事について令和8年4月公告工事から適用】

概要

◆評価項目：「施工計画」

◆対象：施工能力評価型(I 型)【本官工事】

- ・ 現行の施工能力評価型(I 型)では、「施工計画」を求め、その評価は「可：○」又は「不可：×」で実施している。今回、適切で確実な施工を行う能力を有しているか確認する方法として、施工計画の評価を点数化する試行を一部工事で実施する。

◆評価基準・配点

⇒ 現行：「可」又は「不可」 配点：無し

⇒ 令和8年度：4段階評価(不可を含む) 配点：5点 【一部の工事で試行】

評価基準・配点

分類	評価項目	評価内容	評価段階		評価基準		配点	
			現行	試行	現行	試行	現行	試行
施工計画	「設計図書(標準案)の範囲内で施工上配慮すること」(1提案を基本とする)	当該工事を設計図書(標準案)の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める	2段階	4段階	記載が適切であれば可とし、不適切であれば不可とする。また、記述がない場合も不可とする。	施工計画の記載内容を審査し、不可を含み4段階(最大5点)評価する。	「可」 「不可」	5

5)配置予定技術者の資格に関する評価基準見直し

概要

【令和8年4月公告工事から適用】

◆評価項目：「配置予定技術者の能力等」「配置予定技術者の資格」

◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）【本官工事・分任官工事】（**全ての工種を対象**）

・担い手不足等が懸念される状況を踏まえ、今回「配置予定技術者の能力等」「配置予定技術者の資格」の評価基準を緩和することで、若手技術者やそれを育むベテラン（シニア）技術者の登用促進に期待し、見直しを行う。

①:②以外の工事種別発注の場合

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準		配点
				現行	見直し	
配置予定技術者の能力等	配置予定技術者の資格	1級土木施工管理技士の経験 又は、配置予定技術者が1級土木施工管理技士の経験を有し、指導員として現場に1級土木施工管理技士の経験を有するベテラン（シニア）技術者を配置	4段階	現行 A：10年以上 B：5年以上10年未満 C：3年以上5年未満 E：3年未満 <指導員配置の場合> A：【配置予定技術者：5年以上10年未満】 +【10年以上の資格経験を有する指導員の配置】 B：【配置予定技術者：3年以上5年未満】 +【5年以上の資格経験を有する指導員の配置】 C：【配置予定技術者：3年未満】 +【3年以上の資格経験を有する指導員の配置】 E：経験なし	見直し A：5年以上 B：3年以上5年未満 C：3年未満 E：経験なし <指導員配置の場合> A：【配置予定技術者：3年以上5年未満】 +【10年以上の資格経験を有する指導員の配置】 B：【配置予定技術者：3年未満】 +【5年以上の資格経験を有する指導員の配置】 E：経験なし	A：1 B：0.75 C：0.5 E：0

②:造園、電気設備、受変電設備及び通信設備発注の場合

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準		配点
				現行	見直し	
配置予定技術者の能力等	配置予定技術者の資格	1級〇〇施工管理技士の経験 (〇〇は工種によって「造園」、「電気工事」又は「電気通信工事」となる)	4段階	現行 A：10年以上 C：3年以上10年未満 E：3年未満	見直し A：5年以上 B：3年以上5年未満 C：3年未満 E：経験なし	A：1 B：0.75 C：0.5 E：0

6) 猛暑対策推進に向けた取り組み

◆ 概要

・ 令和7年12月23日に策定された「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」推進に向けた、具体的な取り組みの実施及び検討を進める。

◆ 来季の取組み

- ① 猛暑期間を休工可能とする試行工事の実施
- ② 技術提案評価型（S型）の技術提案や施工能力評価型（I型）の施工計画を活用し、猛暑対策を求めることで、作業環境の改善に資する施工工夫を促進する工事の実施
- ③ 猛暑対策に取り組む企業の意欲向上につながるような、仕組みの検討